

芦屋市条例第15号

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年芦屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(芦屋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年芦屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を

改正後	改正前
得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。